

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和4年4月6日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000226号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200001号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成30年10月1日から平成28年*月1日に訂正し、平成28年*月から平成29年6月までの標準報酬月額を22万円、平成29年7月から平成30年9月までの標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

平成28年*月1日から平成30年10月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成28年*月1日から平成30年10月1日まで

平成18年6月1日から現在までA社に継続して勤務しているが、年金記録では、平成28年*月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、請求期間は、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。

請求期間について、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の被保険者記録、A社から提出された請求者に係る雇用契約書、電池交換技能者派遣勤務表、勤務時間表及び「賃金台帳兼所得税源泉徴収簿」(以下「賃金台帳」という。)、並びに同社の回答から判断すると、請求者は、平成28年*月1日に定年再雇用となり、請求期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、当該事業所は、上記請求者が再雇用となった平成28年*月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を行い(平成28年*月15日受付)、当該届出と同日付けの厚生年金保険被保険者資格取得届(以下「再取得届」という。)については、請求期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に遡及して提出(令和2年11月4日受付)したことから、請求期間は、保険給付の対象とならない記録となっている。

しかしながら、当該事業所は、上記のとおり、請求者が平成28年*月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を行った後、再取得届を遡及して提出するまでの期間に、毎年、継続して6回にわたり、請求者に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(以下「算定基礎届」という。)及び厚生年金保険被保険者報酬月額変更届(以下「月額変更届」という。)を提出していることが確認できる。

また、上記6回の届出のうち、請求期間中の平成28年10月に係る月額変更届については、平成28年10月26日に、日本年金機構B事務センター(以下「B事務センター」という。)から当該事業所に返戻されていることが確認できる。当該返戻に係る書面において、請求者は既に被保険者資格を喪失しており、再雇用である場合は、再取得届と併せて、再雇用を証明する書類を提出する必要がある旨の記載が確認できる。

上記について、当該事業所は、請求者に係る再取得届の写しは保管していないものの、請求者が平成28年*月1日に定年再雇用となったことを証明する内容が記載された「延長理由証明書」（平成28年11月15日付けB事務センター宛）の写しを保管している上、当該事業所の事務担当者は、当時、B事務センターの指導を受けて当該証明書を提出したと陳述している。

さらに、請求者に係る賃金台帳によると、当該事業所は、平成28年*月分から同年9月分までの給与については、厚生年金保険料を控除していないが、B事務センターの指導を受けた平成28年10月分の給与から厚生年金保険料の控除を再開していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該事業所は、B事務センターの指導を受け、請求者の再雇用を証明する「延長理由証明書」と併せて、請求者に係る平成28年*月1日付けの再取得届を提出したものと推認できる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者に係る賃金台帳、算定基礎届及び月額変更届から、平成28年*月から平成29年6月までは22万円、平成29年7月から平成30年9月までは26万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100181号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200002号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成18年12月20日の標準賞与額を42万円、平成19年12月20日の標準賞与額を42万円に訂正することが必要である。

平成18年12月20日及び平成19年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年12月20日及び平成19年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成22年9月1日から平成23年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成22年9月から平成23年8月までの標準報酬月額については、22万円から26万円とする。

平成22年9月から平成23年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年9月から平成23年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年12月20日
② 平成19年12月20日
③ 平成22年9月1日から平成23年9月1日まで

請求期間①及び②について、A社から支給された賞与に係る届出が遅れたため、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。請求期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

請求期間③の厚生年金保険の標準報酬月額について、訂正の届出が遅れたため、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。訂正後の標準報酬月額(26万円)に基づく厚生年金保険料が控除されていたので、訂正後の標準報酬月額を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、請求者が所持する賞与に係る明細書(以下「賞与明細書」という。)及び請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)によると、請

求者は、A社から、平成18年12月20日及び平成19年12月20日に、いずれも42万円の賞与の支払を受け、各賞与から42万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を上回る保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、賞与明細書及び賞与支払届により確認できる賞与額から42万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者に係る賞与支払届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和元年10月11日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以後は年金事務所）は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間③について、請求者が所持する給与に係る明細書（以下「給与明細書」という。）及びA社が保管する給料台帳（以下「給料台帳」という。）によると、請求者の請求期間③に係る標準報酬月額決定の基礎となる期間の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は26万円であることが確認でき、請求者は、請求期間③に係る給与から当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料又はこれを上回る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③に係る請求者の標準報酬月額については、給与明細書及び給料台帳により確認できる本来の報酬月額に見合う標準報酬月額から26万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年9月から平成23年8月までの期間について、請求者の標準報酬月額の訂正に係る届出を保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和元年10月11日に提出し、訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成22年9月1日から平成23年9月1日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100167号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第2200001号

第1 結論

昭和47年*月から昭和50年3月までの請求期間について、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年*月から昭和50年3月まで

請求期間当時、私は大学に在学中であったため、国民年金の加入手続を行った場所や、国民年金保険料の納付方法は分からないが、帰郷する度に母が「年をとった時に年金は役に立つ。」と言っていたので、私が20歳になった昭和47年*月頃に、実家の父又は母が国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料は母が納付していたはずである。

年金記録では、国民年金保険料を納付した記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする請求者の両親は既に死亡しており、請求者自身は請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、請求者が、請求期間当時の国民年金保険料の納付状況について知っているとして挙げた請求者の姉は、請求期間より前に、請求者の両親が「将来のために、学生でも年金に入っておかなければ」と話していたとする記憶があるものの、請求期間当時は、請求者及び両親のいずれとも同居していなかったと回答しており、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について確認することができない。

さらに、請求期間当時に学生であった請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、国民年金に任意加入し、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、オンライン記録によると、請求者は、これまでに国民年金の被保険者となった記録がない上、オンライン記録における氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿の確認を行ったものの、請求者に対する記号番号の払出しは確認できないことから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、請求者の母は、請求者の請求期間に係る保険料を納付することができなかったものと考えられる。

このほか、請求者の母が、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100168号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第2200002号

第1 結論

平成12年4月の請求期間及び平成12年7月から同年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成12年4月
② 平成12年7月から同年9月まで

平成12年4月に国民年金に加入し、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付したのに、年金記録では、保険料の未納期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料を銀行又は郵便局で納付したとしているが、その銀行名及び郵便局の支店名を記憶していないことから、当該銀行又は郵便局に対し請求者の請求期間①及び②に係る保険料の収納状況について確認することができない。

また、オンライン記録によると、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金保険料は未納となっていることが確認でき、保険料の納付記録が取り消された等の不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

さらに、請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料を平成12年から平成14年までの間にまとめて一括納付したとしているものの、オンライン記録と同様に、請求者に係るA市の国民年金過年度納付記録照会においても、請求期間①及び②の保険料は未納となっており、請求者が請求期間①及び②に係る保険料を納付していた形跡は見当たらない。

加えて、請求期間①及び②は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降であり、事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることから、年金記録の過誤は考え難い。

このほか、請求者が、請求期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。